

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第43号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 特殊建築物の構造及び設備（第32条～第35条）」を削り、「第10章」を「第9章」に、「第36条～第38条」を「第32条～第34条」に改める。

第10条第1項第5号中「又は第40条第1号若しくは第2号」を削る。

第9章を削る。

第10章中第36条を第32条とし、第37条を第33条とし、第38条を第34条とする。

第10章を第9章とする。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)